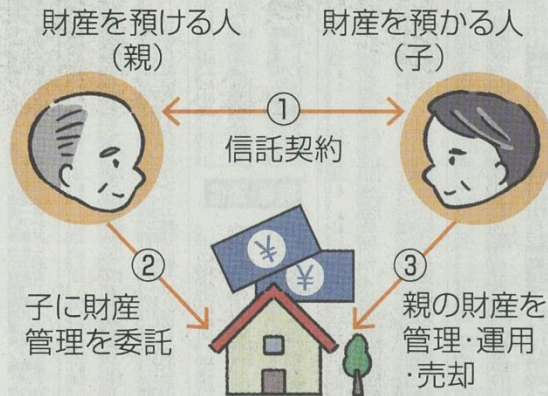


家族信託のしくみ



(日本財託の資料を基に作成)

制度は資産を保護する意味合いが強い。後見人は家庭裁判所の監督を受け、資産の保全に努める義務がある。

親族以外が後見人に付いた場合、資産を減らさないよう、不動産の売却や預貯金の取り崩しを認めないケースがある。親族が後見人でも、裁判所の指摘や手続きが面倒で処分しにくい場合があるという。

また、外部の後見人なら必要になる月2万〜6万円程度の報酬も家族信託では原則必要ない。横

デメリットも指摘する。実際に信託契約を結ぶに当たって家族関係がネックになることがあるという。

こうしたリスクを減らすには、家族会議などとして話し合いだけで4年かかった事例もあるという。横手マネジャーは「家族関係の状況が大きく影響するし、時間もかかる。認知症対策、資産管理の手段として考えるなら、早いうちに取り掛かるほうがいい」と助言す

メリット多い家族信託



横手 彰太さん

自分や親が認知症になったときの介護や資産管理は誰もが気掛かりな問題。近年、選択肢の一つとして注目されているのが家族信託という制度だ。資産を取り崩して介護費用に充てやすいといった柔軟性などについて、専門家に話を聞いた。

不動産の投資・管理などを行う日本財託（東京

都新宿区）の横手彰太シニアマネジャーによると、制度のベースとなる信託法は2006年に大きく改正。近年、活用が広まりつつあるという。

この制度は、資産を持つ親や本人が認知症などで社会的に必要な判断ができなくなった場合、子どもや家族に資産の管理・運用を任せるもの。子どもらは受託者として、

委託者であり受益者の親の不動産売却や預貯金の活用もできるので、生活への負担が軽く済む。

例えば、介護費用や老人ホームの入居費の捻出を目的に、親の住む家などを売却できる。親の銀行預金を信託すれば、そこから医療費や生活費を支払える。横手シニアマネジャーによると、既に利用されている成年後見

手マネジャーは「信頼できる親子や家族の間で結ぶ契約。子どものお年玉を管理する親という関係が逆転したようなもの」と例えた。

信託契約を結ぶ方法の一つは、家族間で取り決めた内容を公正証書にするというもの。委託者の親と受託者の子らが、資産の管理・活用などの内容を専門の弁護士や司法書士と共に話し合い、公証役場で文書にする。

また、「後見制度と違って家庭裁判所のチェックなどがない。家族としての信頼がなければ悪用が起きる怖さもある」と

「もしも」に備えて

認知症対策として注目

2019年6月28日 陸奥新報

この画像は、当該ページに限って陸奥新報の記事利用を許諾したものです。転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。